

○神奈川県警察本部長が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程

(平成 18 年 3 月 24 日神奈川県警察本部告示第 10 号)

神奈川県警察本部長が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

神奈川県警察本部長が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川県個人情報保護条例(平成 2 年神奈川県条例第 6 号)の施行に関し、神奈川県警察本部長が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(行政文書から除く電磁的記録)

第 2 条 神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 2 条第 5 号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

(1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録

(2) 書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。)を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

(個人情報記録から除かれる行政文書)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、別表に掲げる行政文書とする。

(個人情報事務登録簿)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する個人情報事務登録簿は、第 1 号様式とする。

(開示の請求書の記載事項等)

第 5 条 条例第 19 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人が開示の請求をしようとする場合における本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに法定代理人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日

(2) 条例第 24 条第 2 項に規定する開示の方法のうち、開示の請求をしようとする者が求める開示の方法

2 条例第 19 条第 1 項の規定による請求書の提出は、自己情報の開示請求書(第 2 号様式)により行わなければならない。

(本人確認に必要な書類等)

第 6 条 条例第 19 条第 2 項(第 28 条第 3 項及び第 35 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 24 条第 4 項に規定する個人情報の本人であることを確認するために必要な

書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして神奈川県警察本部長(以下「本部長」という。)が認める書類とする。

- 2 法定代理人が本人に代わって個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をするときは、当該本人の法定代理人であることを確認するため、前項に規定する書類のほか本部長が必要と認める書類を提出し、又は提示しなければならない。個人情報の開示を受けるときは、同項に規定する書類を提示しなければならない。
- 3 前項の場合において、法定代理人が法人であるときは、自己情報の開示請求書、自己情報の訂正請求書又は自己情報の利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人であることを確認するため、本部長が必要と認める書類を提出し、又は提示しなければならない。個人情報の開示を受けるときも、同様とする。

(開示の請求に対する決定の通知)

第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書(第3号様式)により、個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書(第4号様式)により、個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(開示の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第8条 条例第22条第4項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

- 2 条例第22条第5項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書(第7号様式)により行うものとする。

(開示の請求に係る事案の移送の通知)

第9条 条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書(第8号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 条例第24条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、本部長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を本部長が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものを

いう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第11条 条例第22条第1項の規定により開示の決定を受けた者又は条例第25条第2項の規定により開示を受ける者が、行政文書(行政文書を複写したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。)及び個人情報が記録されているその他の物(これを複写したものを含む。)(以下「行政文書等」という。)の閲覧又は視聴をしようとするときは、本部長が指定する期日及び場所において行わなければならない。

- 2 前項の場合において、行政文書等の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書等を丁寧に取り扱いなければならない。汚損し、又は破損してはならない。
- 3 前2項の規定に違反する者に対しては、本部長は、行政文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(郵送等による請求の申出)

第12条 個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりその請求をし、又は個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(開示の請求の特例)

第13条 条例第25条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる個人情報を定めたときは、定めた内容を神奈川県公報により告示するものとする。

(行政文書等の写し等の作成等)

第14条 行政文書等(専用機器により再生したものを除く。次項において同じ。)の写し等の作成は、本部長が別に定める方法により行うものとする。

- 2 行政文書等の写し等又は条例第44条第1項に規定する意見書若しくは資料の写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。
- 3 条例第26条に規定する写し等の交付に要する費用及び条例第44条第3項に規定する写しの交付に要する費用は、前納とする。

(訂正の請求書の記載事項等)

第15条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人が訂正の請求をしようとする場合における本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに法定代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日とする。

2 条例第 28 条第 1 項の規定による請求書の提出は、自己情報の訂正請求書(第 9 号様式)により行わなければならない。

(訂正の請求に対する決定の通知)

第 16 条 条例第 31 条第 2 項の規定による通知は自己情報の訂正決定通知書(第 10 号様式)により行い、同条第 3 項の規定による通知は自己情報の不訂正決定通知書(第 11 号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第 17 条 条例第 31 条第 4 項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書(第 12 号様式)により行うものとする。

2 条例第 31 条第 5 項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書(第 13 号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に係る事案の移送の通知)

第 18 条 条例第 32 条において準用する条例第 23 条第 1 項の規定による通知は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書(第 14 号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求書の記載事項等)

第 19 条 条例第 35 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人が利用停止の請求をしようとする場合における本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに法定代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日とする。

2 条例第 35 条第 1 項の規定による請求書の提出は、自己情報の利用停止請求書(第 15 号様式)により行わなければならない。

(利用停止の請求に対する決定の通知)

第 20 条 条例第 38 条第 2 項の規定による通知は自己情報の利用停止決定通知書(第 16 号様式)により行い、同条第 3 項の規定による通知は自己情報の利用不停止決定通知書(第 17 号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第 21 条 条例第 38 条第 4 項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書(第 18 号様式)により行うものとする。

2 条例第 38 条第 5 項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書(第 19 号様式)により行うものとする。